

微小粒子状物質(PM2.5)に係る国の当面の対応に関する申し入れ

微小粒子状物質(PM2.5)の大陸からの移流の影響の懸念から、国において当面の対応が示されましたが、その内容は、国内の観測網の充実や、「PM2.5に関する専門家会合」を設け、影響評価を行うとともに、濃度が高くなった場合における注意喚起の指針化等の検討を進めるなどとされています。

府県民・市民の健康不安の解消につなげていくためには、これらの対応について、早期に具体的かつ効果的に対応していくことが不可欠であると考えています。

その際には、国において、下記の事項について早急かつ適切に対処いただくようお願いいたします。

記

1. 国民の健康への不安解消のため、PM2.5の健康影響に関し国の知見を集め、早期に具体的で分かりやすい情報発信を行うこと。
2. 濃度が高くなった場合における注意喚起については、府県を越えた対応が必要なことから、国において国民に対し効果的で分かりやすい情報発信を行うこと、また、自治体の対応が必要な場合は、十分協議すること。
3. PM2.5の常時監視は府県等の責務と認識しているが、その充実を図るための測定機の増設については、短期間に多額の財政負担を伴うため、国が財政的支援を行うこと。
4. 中国の大気質測定データを取得し、その公表と自治体への提供を行うとともに、必要な公害防除対策が講じられるよう国として対応していくこと。

平成25年2月22日

関西広域連合

連 合 長 井 戸 敏 三 (兵庫県知事)
副連合長 仁 坂 吉 伸 (和歌山県知事)
委 員 嘉 田 由紀子 (滋賀県知事)
委 員 山 田 啓 二 (京都府知事)
委 員 松 井 一 郎 (大阪府知事)
委 員 平 井 伸 治 (鳥取県知事)
委 員 飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)

委員 門川大作 (京都市長)
委員 橋下徹 (大阪市長)
委員 竹山修身 (堺市長)
委員 矢田立郎 (神戸市長)